

アースデイ東京 定款

第1章 総則

(名称)

第1条

本会は、アースデイ東京と称し、英文名はEarth Day Tokyoとする。

(事務所)

第2条

本会は、事務所を東京都内に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条

本会は、地球を愛する市民の力を結集し、これまで培ってきた知見やメッセージを力強く発信・共有することで、多様ないのちがともに生きる、持続可能な愛と平和の社会を創ることを目的とします。

(運営理念)

第4条

本会は、広く市民の自発的な参加を歓迎し、活動に関する一切の情報を公開し、地球的視野にたち、行動の原則として特定の政治宗教その他の勢力に偏せず、営利を目的とせず、いかなる暴力行為も認めず、基本的人権を尊重しながら、民主的な運営を行うものとする。

(活動)

第5条

本会は目的を達成するため次の活動を行う。

- (1)環境問題を始めとする社会問題の解決への取り組みを促進するために世界各国で展開されているアースデイのイベントとして、原則的に東京都を中心とした地域において、イベントを開催する。
 - (2)イベントの共通広報活動。
 - (3)イベントを記録し、次年度のアースデイへの参加の呼びかけ。
- 2.その他環境問題をはじめとする、社会問題の解決への取り組み。
 - 3.その他目的を達成するのに必要な活動。

第3章 会員

(種別)

第6条

本会の会員は次の通りとする。

- (1)正会員:本会の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有するもの。
- (2)準会員:本会の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有しないもの。
- (3)賛助会員:本会の活動を援助する個人または団体で、総会における議決権を有しないもの。

(入会)

第7条

本会に入会しようとする者は、入会届を事務局長に提出し、承認を受けなければならない。

(退会)

第8条

- 1.本会を退会しようとする者は、その旨を事務局長に届け出て退会することができる。
- 2.会員が死亡し、もしくは失そう宣告を受け、または解散した場合、退会したものとみなす。

(除名)

第9条

- 1.会員が次の各号のいずれかに該当する場合、総会の議決を経て、これを除名することができる。
 - (1)本会の名誉を傷付けるような行為があった場合。
 - (2)本会の目的に反するような行為があった場合。
 - (3)期限を超えて会費を支払わなかった場合。
- 2.前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に事前にその旨を告知し、除名の議決を行う前にその総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会費)

第10条

- 1.会員は入会届の提出後、総会において別に定める会費の納入をもって入会とする。
- 2.既に納した会費、その他の拠出金品は返還しない。ただし出資金はその限りではない。

第4章 役員

(役員)

第11条

1.本会は次の役員を置く。

(1)理事(5名以上)

(2)監事(1名以上)

2.理事のうち、1名以上を契約担当理事とする。

3.理事と監事は兼任することができない。

(選任)

第12条

1.理事は、正会員の中から総会の議決により選任する。

2.契約担当理事は、理事の互選によって選出され、総会の承認により選任する。

(理事及び、契約担当理事の職務)

第13条

1.理事は、理事会を組織し、総会の議決に基づいて業務を執行する。

2.理事は、出資金を負担し、本会の事業に関して無限責任を負う。

2.契約担当理事は、契約に必要な場合本会を代表する。

(監事の任務)

第14条

監事の任務は下記の通りとする。

(1)本会の財産の状況を監査すること。

(2)理事及び事務局長の業務執行の状況を監査すること。

(3)財産状況または活動の執行について定期的に監査し不備あることを発見したときは、理事会に改善を促すこと。

(4)総会には監査状況と、前号の改善事項と改善状況を報告する事。

(5)前号の報告をするため必要あるときは総会を招集すること。

(役員任期)

第15条

1. 役員任期は8月1日から翌年7月31日までの1年とする。但し、臨時総会で選出された役員は、選出された日から当該会計年度終了までとする。

2. 役員再選は、これを妨げない。

3. 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまでの間は任務を継続する。

(役員辞任)

第16条

役員は、理事会に辞任を申し出ることができる。理事会はその申し出が合理的であると判断された場合、辞任を承認しなければならない。事務局長はその旨を総会に報告する義務を負う。

(役員解任)

第17条

1. 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において議長を除く出席した会員の4分の3以上の議決によってこれを解任する。

(1) 心身の故障のため任務遂行に耐えられないと認められ、かつ辞任しない場合。

(2) 本会の活動において、会の目的及び性格に反した行為があると認められる場合。

(3) 役員であるのにふさわしくない行為がある、もしくはあったと認められる場合。

2. 解任の場合、その役員に事前にその旨を告知し、解任を議決する前にその総会において弁明する機会を与えなければならない。

第5章 総会

(総会)

第18条

1. 通常総会は、原則として年1回開催し、契約担当理事が招集するものとする。

2. 各号のいずれかに該当する場合、契約担当理事は臨時総会を招集しなければならない。

(1) 正会員の3分の2以上から総会で討議すべき事項を明示した上で総会の招集を請求された場合。

(2) 理事会で必要と認められた場合。

3. 総会を招集するには正会員に対し、総会の目的たる事項、内容、日時、場所を示し、開会の日の10日以前に文書または電子文章をもって通知しなければならない。

(出席者)

第19条

本会の全ての会員は、総会に出席する権利を有する。ただし、準会員及び賛助会員は定足数に加えず、また議決権を持たない。

(議長)

第20条

総会の議長は、理事の互選により選任する。

(議決事項)

第21条

総会は、この規約において別に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1)活動計画及び予算についての事項。
- (2)活動報告及び決算についての事項。
- (3)その他本会の任務に関する重要事項。

(定足数)

第22条

総会は正会員の現在数の3分の1以上の出席がなければ、その議事を開くことができない。ただし、欠席する正会員が、文書または電子文章をもって議長に対し会の議決を委任した場合、その正会員は出席者の数に数えるものとする。

(議決)

第23条

総会の議事は、この規約において別に定めがある場合を除き、議長を除く出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第24条

総会議事録の要旨及び決議した重要な事項は、会員に通知する。

第6章 理事会、事務局

(理事会)

第25条

理事会は、理事によって構成される。

(権能)

第26条

理事会は、この規約において別に定めのある場合を除き、次の事項を議決する。

- (1)総会で討議すべき事項。

(2)総会で議決された事項の遂行に関する事項。

(3)その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第27条

- 1.理事会は、通常3ヶ月に1回以上開催し、事務局長が招集するものとする。
- 2.理事の現在数の3分の1以上が会議の開催を必要と認めた場合、事務局長は臨時に理事会をただちに招集しなければならない。
- 3.理事は、理事会の議案を平等な提案できる。
- 4.理事会の議長は、理事会参加者の互選により選任する。
- 5.理事会は、理事会構成員の3分の2以上の委任状を含む出席がなければ、議事を開くことができない。ただし、委任状を含まない理事の2分の1以上の出席を必要とする。
- 6.理事会の議事は、理事は1人1票を有し、この規約において別に定めがある場合を除き、出席した理事の4分の3以上の議決をもって決する。会議出席者に委任状を含まないが、Skype等映像と音声による参加は含む。

(その他の規定)

第28条

理事会に関するその他の規定は、理事会の議決に基づき別に定める。

(事務局)

第29条

理事会の業務執行を補佐するために事務局を置く。

- 1.事務局は事務局長1名を置く。
- 2.事務局長及び職員は理事会が任免する。

(組織及び運営)

第30条

事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決に基づき別に定める。

第7章 資産と会計

(資産管理)

第31条

本会の資産は、契約担当理事および事務局長が管理する。

(予算と決算)

第32条

- 1.本会の予算は、理事会が編成し、総会の決議を得なければならない。
- 2.本会の決算は、理事会が作成し、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第33条

本会の会計年度は、8月1日から翌年7月31日に終了する。

第8章 規約の変更及び解散

(規約改正)

第34条

本規約改正は、総会において、出席した正会員の3分の2以上の賛成によって議決するものとする。

(会の解散)

第35条

- 1.本会の解散については、総会において正会員の4分の3以上の賛成を必要とする。
- 2.本会の解散時に有する残余資産の処分は、債務の決済を完了させた後、本会と同種の目的を持つ市民団体等に寄付する。

第9章 補則

(細則)

第36条

この規約の施行についての細則は、総会の議決を経て別に定める。

付則 この規約は、2010年11月18日より施行する。